

第10 簡易湯沸設備

1 用語の定義

湯沸設備とは、貯湯部が大気に開放されており、大気圧以上の圧力がかからない構造のものをいう。大気圧式（無圧式）及び真空式ボイラーは構造上湯沸設備として取り扱う。瞬間湯沸器については、大気圧以上の圧力がかかるため構造上はボイラーであるが、家庭用（JIS S 3024 石油小形給湯機、JIS S 2109 家庭用ガス温水機器）に限り湯沸設備として取り扱う。

2 条例の運用

条例によるほか、次によること。

(1) 第4章 第1節 第1（1. (8)、(9)及び(12)を除く。）を準用すること。

(2) 電気を熱源とする簡易湯沸設備の特例

ア 階段避難口を避ける位置の特例（水平距離5m以内に設置できるもの）

次の条件を満足するように設置した場合に適用する。

(ア) 電安法第9条第1号の規定に基づく特定電気用品の適合性検査に適合する電気温水器で、入力が5kW以下のものであること。

(イ) 電気温水器本体に過熱防止装置が設けられていること。

(ウ) 設置場所の内装は、準不燃材料で仕上げられていること。

(エ) 階段による2方向避難経路が確保されていること。

イ 隠ぺい場所への設置◆

天井裏・床裏等の隠ぺい場所には、原則として火気設備を設置できないが、入力10kW以下の電気温水器で、常時点検が可能な状態の場合に限り、洗面台及び流し台等の日常使用する什器の扉内に設置することができるものとし、可燃物等からの離隔距離については、条例3条第1項第1号イを準用し、製造者等の指定する数値以上の距離を保つこと。

また、上記の電気温水器でタンクの材質をステンレス製としたものに限り、什器以外の場所（壁体に組み込み、扉を設け点検可能な状態の場合）にも設置することができる。